

公認心理師試験 プレ模試を受験された皆様

このたびは、弊塾主催の模擬試験を受験いただきまして、ありがとうございます。
法律の改正により変更となった箇所がございますので、下記の通り対応させていただきます。
ご指摘いただきました皆様に感謝申し上げます。
ご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんが、何卒よろしくお願いいたします。

記

問 1

・選択肢③の解説を、以下の通りに変更します。

変更前

成年被後見人とともに、被保佐人も挙げられている。成年被後見人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けたものをいう（民法 7 条、8 条）。また、被保佐人とは、日常の買い物程度ならできるが大きな財産を購入したり、契約を締結したりすることは難しい、中度の認知症があるなど、判断能力が著しく不十分な者をいう。

↓

変更後

公認心理師法の成立時には、第 3 条第 1 号で公認心理師の欠格事由として「成年被後見人又は被保佐人」が挙げられていたが、2019 年 12 月 14 日施行の改正において、「心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの」に変更された。また、文部科学省令・厚生労働省令において、「公認心理師法第 3 条第 1 号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」とされた。

選択肢③や問 1 の正否には影響ありません。

以上

京都コムニタス

MAIL: info@kyoto-com.net